第四十九期決算公告

平成二十八年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	一七九
固定資産	二九五
資産合計	四七四

負債及び純資産の部

流動負債	一八
固定負債	五六
株主資本	三九九
資本金	二〇
利益剰余金	四五二
（利益準備金）	（五）
（その他利益剰余金）	（四四七）
（当期純利益）	（一一）
自己株式	△七三
負債及び純資産合計	四七四

平成二十九年二月二十一日

三重県四日市市新正三丁目一一番八号

株式会社日興

代表取締役社長　大場　吉恭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市緑三丁目五三番地、最後の住所札幌市西区西町北一八丁目二番一―二一三号　被相続人　亡　福井　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

札幌市中央区大通西一三丁目レジディア大通公園二階　中山・青木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪一丁目六〇番地、最後の住所岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森六〇番地

被相続人　亡　足立よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

事務所岩手県二戸市福岡字町裏一七の一　アベニュー下中町D号　綾部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上山　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目二一番一二四、最後の住所仙台市青葉区片平一丁目四番一七―六〇三号　被相続人　亡　田口　克明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目九―五　五城ビル五階

相続財産管理人　弁護士　勝田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市田中一七八八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　江戸　七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

事務所茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ二〇四号土浦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲野辺敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市中岡本町二六六一番地三〇、最後の住所栃木県宇都宮市下岡本町三七七四番地六　被相続人　亡　長嶋　儀平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

栃木県宇都宮市東宿郷三―一―九あかねビル九階

相続財産管理人　弁護士　小菅　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市飯塚町一三二六番地一、最後の住所群馬県高崎市飯塚町一三二六番地一メゾンミヤヤマ三〇三号

被相続人　亡　後藤登志雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地　三KYビル二〇一　堀口均法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金澤　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区新津本町四丁目二七六三番地二、最後の住所新潟市中央区南出来島一丁目一〇番一号　ヴィラサザン二F二〇二号　被相続人　亡　篭島　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地　バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市岩本町四四番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　金子　寅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

福井県越前市蓬莱町三―三二蓬莱ビル二階　市川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　市川　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所愛知県名古屋市日進市梅森台五丁目五四番地フォーブル梅森台一〇一　被相続人　亡　春山義男こと　**裵**　昌孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

事務所愛知県名古屋市西区城西一―一二―一二パークサイドビル二階愛知市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　裵　貞嬉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区旭通二丁目二二番地、最後の住所兵庫県川西市花屋敷一丁目一二番三―A一〇八号

被相続人　亡　玉置　利行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

事務所兵庫県川西市小戸二丁目六番一一号

相続財産管理人　司法書士　田上　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市神倉二丁目一三三八番地三五、最後の住所和歌山県新宮市新宮二四〇五番地の一ひだまり

被相続人　亡　新家喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

和歌山県田辺市南新町二一二番地

相続財産管理人　弁護士　川上　高史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区宇品御幸四丁目三七番地、最後の住所広島市中区千田町一丁目一二番五―二〇二号　被相続人　亡　吉武　和志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

事務所広島市中区上幟町三番二五号　レオビル二階

相続財産管理人　弁護士　倉重有希央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市田村町二八一番地七、最後の住所香川県高松市田村町二八一番地七

被相続人　亡　田中　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十一日

高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル五階　松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　龍太